

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-2-2		事業名	特定不妊治療費助成事業
担当	保健福祉局健康衛生部地域保健課 林 211-2306			
全体計画（当初）				
事業内容	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に悩む市民への相談体制を整備するため、「特定不妊治療費助成事業」と「不妊専門相談事業」を実施する。		＜年度別の事業内容＞	
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度は事業開始に向けて検討会を設置（母子保健対策費より予算措置） ・平成17年10月1日から事業開始 ・申請者数の推計：17年度 961名、18年度 1,077名 	
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	<p>1 特定不妊治療費助成事業検討会の開催 平成16年10月に不妊治療専門医、学識経験者等による検討会を設置し、医療機関の指定方法及び本市の事業のあり方等について検討した。（3回開催）</p>		<p>1 特定不妊治療費助成事業 平成17年4月1日以降に行った特定不妊治療を助成の対象とし、平成17年10月から申請受付を開始</p> <p>(1) 助成の対象：市長が指定する医療機関において特定不妊治療を行った法律上の夫婦で、合計所得額が650万円未満であること等。</p> <p>(2) 助成の金額：1夫婦に対し、1年度当たり10万円を上限に2年度間助成</p> <p>(3) 申請の受付：不妊専門相談センター（中央保健センター内に設置）</p> <p>(4) 申請者延数：283名</p> <p>2 不妊専門相談事業 不妊に悩む市民に対する相談及び情報提供</p> <p>(1) 専門相談：医師及びカウンセラーによる相談（31件）</p> <p>(2) 一般相談：保健師等による相談及び情報提供（977件）</p> <p>(3) 実施場所：不妊専門相談センター</p> <p>(4) 職員研修の開催：相談に従事する職員の研修を実施（1回）</p>	
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	<p>1 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1) 事業内容：17年度同様の内容で実施し、11月より助成対象期間を2年間で5年間に延長</p> <p>(2) 申請者延数：382件</p> <p>2 不妊専門相談事業</p> <p>(1) 専門相談：医師及びカウンセラーによる相談（47件）</p> <p>(2) 一般相談：保健師等による相談及び情報提供（967件）</p> <p>(3) 実施場所：不妊専門相談センター</p> <p>3 不妊治療支援事業検討会 学識経験者、専門医等からなる検討会を開催し、本事業の効果的な実施方法等について検討（1回）</p>		<p>特定不妊治療は保険の適用がなく、治療費が高額であり、かつ、心身ともに負担も大きいことから、治療中断を余儀なくされる夫婦が少なくない。</p> <p>それらの不妊に悩む夫婦に経済的及び精神的支援を行うことにより、高度生殖医療による妊娠・出産の可能性が高くなる。</p>	
		課題		
		<p>・事業をより多くの市民に活用してもらうため、医療機関との連携やより一層の普及啓発が必要である。</p>		
19年度以降の方向性・事業の予定				
<p>国は平成19年度から、特定不妊治療費助成事業における助成額の拡充と夫婦の所得要件の緩和を行う。札幌市においても、国と同様の取り組みを行うこととし、不妊に悩む夫婦の精神的及び経済的な支援により、生涯を通じた女性の健康支援と次世代育成支援対策に資する。</p> <p>1 特定不妊治療費助成事業 要綱において下記の改正を行い実施</p> <p>(1)助成金額を「10万円」から「1回の治療につき10万円、1年度あたり2回を限度」に拡充</p> <p>(2)助成の対象となる費用の規定のうち、「治療に要した費用の1/2の額」の規定を撤廃し、「対象となる治療に要した費用」に変更</p> <p>(3)助成の対象となる夫婦の前年の所得の合計額を「650万円未満」から「730万円未満」に緩和</p> <p>(4)事業の実績・成果の把握を目的として、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告の実施</p> <p>2 不妊専門相談事業 18年度と同様の実施</p> <p>3 不妊治療支援事業検討会 18年度と同様の実施</p>				

